

# ■ 建設工事等に係る電子契約の**対象範囲拡大**について

令和6年4月から変更

建設工事等に係る電子契約の対象範囲は次のとおりとします

令和6年1月～3月

- 建設工事 設計金額 **5,000万円超**の当初契約
- 工事関係委託業務 設計金額 **500万円超**の当初契約



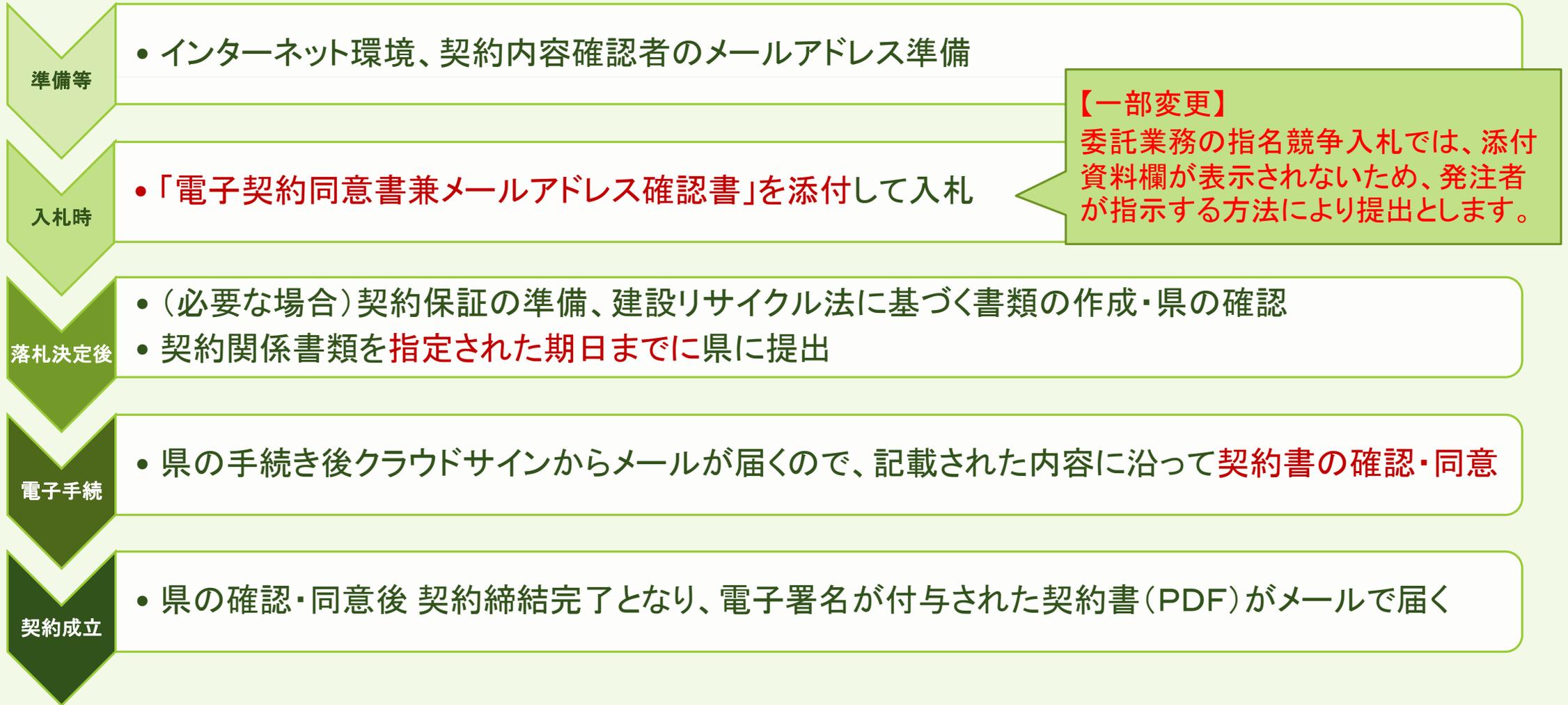
令和6年4月～(当面)

- 建設工事 設計金額 **3,000万円超**の当初契約
- 工事関係委託業務 設計金額 **500万円超**の当初契約

## ■ 建設工事等に係る電子契約の対象について（補足）

- 電子契約の対象となる案件は、入札公告等にその旨を記載します。
- 変更契約は原則として電子契約の対象外とします。
- 上記対象範囲に関わらず、電子契約の可否を定める場合があります。
- 電子契約を希望しない場合は、書面契約も可能です。
- 契約関係書類が期限までに提出されない場合は、書面契約をお願いすることがあります。
- 「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の提出が無い場合は、書面契約となります。

# 事業者側の電子契約までの流れ



## ■ 建設工事等に係る電子契約の注意点等

### 【一部変更】

委託業務の指名競争入札では、添付資料欄が表示されないため、発注者が指示する方法により提出とします。

- ・電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」をWord形式で電子入札システムでの入札時等に添付してください。この同意書は、案件ごとに添付してください。
- ・落札決定後に県担当者と工期等について打合せのうえ、契約関係書類を作成してください。
- ・契約関係書類は、契約担当課の指定する方法で、指定された期日までに提出してください。  
(提出書類の確認後、県が契約書を作成し、決裁後にPDF形式で電子契約サービスにアップロードします。)
- ・クラウドサインからメールが届きますので、メールに記載された内容に沿って契約書を確認のうえ、問題がなければ同意してください。(内容に問題があれば、県の担当者にご連絡ください。)
- ・最後に県が確認し同意した時点で契約確定となるため、この同意前に県側で契約日を入力します。
- ・確認者の同意した日時はタイムスタンプとして各段階で記録されます。最終確認日が契約日となり、遡りなどはできませんので、契約予定日までに電子契約手続きを完了する必要があります。

電子契約に関するQ&A及び追加情報については、ホームページに掲載しますのでご確認ください。

## よくある質問

質問	回答
土木部以外が発注する工事等も電子契約の対象となりますか。	対象となります。電子契約の対象となる案件は、入札公告等にその旨記載しますのでご確認ください。
入札時に電子契約同意書兼メールアドレス確認書の添付を忘れたら電子契約できませんか。	落札決定後、電子メールで提出することも可能です。詳細は公告等に添付の提出方法をご確認ください。
電子契約同意書兼メールアドレス確認書に記載する確認者は2名ですか。	1名以上です。1名の場合は最終確認者欄に記載してください。3名以上の場合は、担当者の欄を追加してご利用ください。
担当者と最終確認者が同じメールアドレスを使用することはできますか。	メールアドレスを重複して使用することはできません。別のメールアドレスをご用意ください。
電子契約同意書兼メールアドレス確認書の担当者は案件により変更可能ですか。	案件ごとに提出いただきますので、その都度、担当者やメールアドレスが異なっても構いません。
契約に必要な提出書類は、どのように提出するようになりますか。	電子契約サービスでは書類を提出することはできませんので、従来どおり契約担当課の指定する方法で提出してください。
電子契約を選択した場合、契約保証も電子保証とする必要がありますか。	電子保証でなくても構いません。